

平成30年（2018年）2月

沖縄県後期高齢者医療広
域連合議会
第1回定例会会議録

2月9日（金）

午前10時06分 開会

午後0時53分 閉会

(午前10時06分 開会)

○議長(宮城弘子)

これより平成30年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりであります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において14番、松田久男議員、15番、大浜安史議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月9日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2月9日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

13番、仲宗根誠議員、18番、新里文彦議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

1番、大石行英議員から、おくれる旨の連絡がありました。

副連合長の仲間一金武町長より、急な公務が入ったために出席できない旨、連絡がありました。

次に、平成29年11月11日をもって、宮古島市選挙区選出の佐久本洋介議員が任期満了となり、同選挙区から平良敏夫議員が当選されました。

次に、平成29年12月1日をもって、糸満市選挙区選出の伊敷幸昌議員が任期満了となり、同選挙区から金城悟議員が当選されました。

今回、新たに当選されました平良敏夫議員、金城

悟議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

平良敏夫議員を2番に、金城悟議員を24番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、1月19日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

監査委員より、平成29年7月から11月までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書の173ページより写しを添付していますので、後ほどご確認ください。

議員から、議案提出議案として、意見書第1号、後期高齢者医療制度保険料特例見直しの今後の中止を求める意見書が提出され、お手元に配付しております。

次に、議会運営委員長から、陳情審査報告書、閉会中の継続審査申出書が提出されております。それぞれ後刻、議題といたします。

以上をもって、諸般の報告とします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が、昨年8月18日に開催されておりますので、その日以降、本日までの高齢者医療行政につきまして概要を報告させていただきます。

11月15日に、東京都において全国後期高齢者医療広域連合協議会により、全国の広域連合からの要望事項を取りまとめ、厚生労働大臣に対しての要望活動を行いました。

その内容は、(1)財政運営に対する支援の拡充、(2)低所得者等に対する軽減特例措置の維持、(3)療養費の適正化・不正請求に対する早急な改善などを含む8項目について、高木美智代厚生労働副大臣へ、要望書が手交されました。

今後も九州各県及び全国の広域連合と連携を密

にして、よりよい後期高齢者医療制度の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

さて、平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度が、平成30年度には制度開始から11年目を迎えることとなります。

5年ごとに見直しを行っております広域計画につきましても、今回、第3次広域計画案を議案として今定例会に提案しております。

また、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）につきましても、平成30年度から6年間の計画を現在策定中であります。

これまでのさまざまな改善策の実施や広報活動の結果、制度に対する理解も深まり、高齢者を支える医療制度として安定し、定着してきたと考えております。

広域連合では、後期高齢者の適切な医療の確保を図りつつ、健康寿命の延伸に向けた取り組みとして健康診査や、各種疾病予防事業等の、保健事業を市町村、関係機関と連携し推進してまいります。

今後とも、沖縄県内のすべての市町村との連携強化を図り、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努力をしてまいります。

議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の定例会には、計画1件、条例4件、補正予算1件、当初予算2件など、合計8件の議案を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7人となっておりますが、議員の任期満了に伴い2人が欠員となっておりますので、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として平良敏夫議員、金城悟議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平良敏夫議員、及び金城悟議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について。

地方自治法第291条の7第3項の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求めます。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の計画期間が平成25年度から平成29年度までとなっており、平成30年度からの広域計画を策定する必要があります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

総務課長の嘉陽と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページからがその内容となっております。9ページからが新旧対照表でございます。

広域計画につきましては、地方自治法において広域連合設立に際し、その策定が義務付けされております。

現在の第2次広域計画の期間が平成25年度から平成29年度となっているため、平成30年度からの第

3次広域計画を策定する必要があり、今回議案として提案しております。

今回、第2次広域計画からの主な変更点について、ご説明いたします。

9ページからの新旧対照表をお開きください。左側が改正後、右側が改正前となっております。

1 広域計画策定にあたり。(1)経緯となっております。

10ページをお開きください。

国の情勢を踏まえ、内容を変更してございます。

平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書において、「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」と示されています。と変更してございます。

11ページをお開きください。

2 現状と課題。(1)現状、(2)課題を、こちら今回追加しております。

14ページをお開きください。

3 広域計画の基本方針。

(2)医療費の適正化において。③保健指導の充実を第三者行為求償事務に変更し、⑥として療養費の適正化を追加してございます。

なお、③の保健指導の充実につきましては、次の(3)を健康づくりの推進を保健事業の推進に改めまして、そちらのほうに含んでおります。

また今回、社会保障、税番号制度が始まったことを受けまして、(5)に個人情報の適正管理を追加してございます。

4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務となっております。

16ページをお開きください。

広域連合と市町村が行う事務を別表として載せてございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

2つほど確認のため質疑させてください。

現状と課題のところがありますが、課題の中に先ほど連合長も報告していましたが、連合長たちが集まって大臣のほうにいろいろな項目を要請しているのですが、やはり保険料の負担というところで、医療費の負担の国がしっかりと財源を確保して、1人1人の医療をしっかりと守っていくという確認が課題のところ、「財源の確保が重要な課題です」というところがありますけれども、この計画にはしっかりと確保していく、求めていくという考えがしっかりと盛り込まれているのかどうか、確認させてください。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、前田議員からのご質疑にお答えいたします。

具体的な財源の確保についてということでございましたが、この広域計画につきましては具体的な部分については触れてございません。

(「休憩願います」の声あり)

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

わかりました。しっかりと考え方をもち、県民の皆さんが安心して医療ができるような計画であると望んでおります。

もう1つですけれども、先ほども報告ありましたが、5年前と違うのはやはりマイナンバーができて個人情報の適正管理というところで、厳格なセキュリティ対策を講じていくとあるのですが、実

際にどのように対策していくのか。お願いします。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、お答えいたします。

マイナンバー関係のセキュリティに関しましては、広域連合においては通常に業務と使うものとは全く別に分断されてございまして、セキュリティについても十分対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第7、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成29年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を改定したため、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例についてご説明いたします。

改正内容は、議案書の21ページからでございます。新旧対照表は27ページからとなっております。

今回の条例改正につきましては、平成29年8月8日付け、人事院勧告及び平成29年10月10日付けの沖縄県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告を受けて改正するものでございます。

改正内容としましては、月例給については民間との格差を解消するために0.19%引き上げ、また期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合を踏まえて0.1月分引き上げするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、続きまして、日程第8、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があります。

なお、詳細につきましては、担当より説明させま

すので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

37ページからその改正内容、41ページからは新旧対照表となっております。また、追加で配付しました総務課資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。

37ページをお開きください。

今回の改正内容につきましては、地方公務員の育児等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の法律改正に伴う条例改正でございます。

改正の概要といたしましては、育児休業等の対象となる子どもの範囲の拡充でございます。こちら育児休業等の対象となる子どもの範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子ども及び養子縁組里親に委託されている子ども等を加えるということでございます。

次に、介護休業の分割取得でございます。

介護休業取得可能期間(3月)を3つの期間に分割して取得できることとなっております。

次に、介護のための所定労働時間短縮措置。

こちらは、介護休業とは別に、連続する3年の期間において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度となっております。

続きまして、非常勤職員の介護休業の要件緩和でございます。こちらは介護休業の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和するとなっております。

次に、職員及び非常勤職員の育児休業等の条件の緩和でございます。

こちらにつきましては、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合に限り、さらに6カ月の再延長を可能とするものでございます。

その他といたしまして、子どもの看護休暇及び介護休業を1日未満の単位で可能とすること、また、

介護のための所定外労働の免除義務等の改正となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する必要があります。

なお、詳細につきましては、担当職員よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

53ページからが改正内容、57ページからは新旧対

照表となっております。

今回の改正内容につきましては、先ほどの議案第3号と同じく、地方公務員の育児等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の法律改正に伴う条例改正でございます。

先ほどの議案第3号の改正にあわせて勤務時間等の改正が必要であるため提案してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第10、議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出ともに総額についての増減はございませんが、歳出予算内において予算の組みかえを行い、また債務負担行為の追加を行うものでございます。

68ページをお開きください。

第1表歳出予算補正です。

9款予備費から449万5,000円を減額し、1款総務費1項総務管理費へ449万5,000円を増額するものでございます。

昨年6月に郵便料金の改定があり、1目一般管理費の通信運搬費に不足が生じる可能性があり、予備費からの補正増を行ってございます。

69ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。

平成30年度予算において計上しております医療費通知印刷・療養費通知作成の委託業務につきまして、事前に入札業務等を進めるために債務負担行為を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、議案第6号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広

域連合一般会計予算。

平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億6,201万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第6号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案書の83ページからとなっております。

86ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算です。

平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億6,201万5,000円を計上してございます。こちら前年度と比べ800万5,000円の増額となっております。

次に、主な歳入の内容について、事項別明細書によりご説明いたします。

議案書の98ページ、99ページをお開きください。

1款分担金及び負担金2億6,200万円となっております。前年度と比べ800万円の増額となっております。

一般会計の歳入のほとんどにつきましては市町村からの負担金となっており、広域連合規約に基づき市町村からの共通経費として、均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%の割合で按分し算定してございます。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。

104ページ、105ページをお開きください。

1款1項1目議会費408万2,000円となっております。前年度と比べ65万5,000円の増額でございます。こちら議員改選に伴う旅費の増が主なもので

ございます。

こちらの内容につきましては、議員報酬は93万6,000円、旅費223万円が主な内容でございます。

106ページ、107ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。2億5,438万円となっております。前年度と比べ688万8,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、人件費の増、及びセキュリティシステムの導入等が挙げられます。

主な内容としては、職員の人件費として給料1億986万円、職員手当等7,185万5,000円、共済費3,941万5,000円等を計上してございます。

県外旅費及び職員が派遣元へ戻る際の帰任旅費等を旅費として595万2,000円を計上してございます。

また、委託料としてセキュリティシステム保守委託、あと財務諸表作成、職員健康診断等に391万8,000円。

使用料及び賃借料として、事務所賃借料、財務会計システム等の使用料及び賃借料1,569万2,000円を計上してございます。

110ページ、111ページをお開きください。

2款2項1目選挙管理委員会費5万4,000円を計上しております。前年度と比べますと8万8,000円の減額でございます。

平成29年度につきましては、連合長選挙が行われましたので、選挙管理委員の報酬・費用弁償等をこちら例年より増額して計上していたためでございます。

112ページ、113ページをお開きください。

2款3項監査委員費76万7,000円。こちら前年度と比べ4,000円の増でございます。

こちら毎月の例月現金出納検査、年1回の定例監査、年1回の決算審査のための経費でございます。主な内容といたしましては、監査委員の報酬と費用弁償等となっております。

116ページ、117ページをお開きください。

4款予備費273万1,000円となっております。前年度と比べ54万6,000円の増となっております。

こちら不測の事態に備えての計上でございます。

118ページをお開きください。

こちら給与明細書となっております。1 特別職、2 一般職の内容となっておりますので、ご一読いただきたいと思ひます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、続きまして、日程第12、議案第7号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,424億5,466万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は100億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせ

ますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第7号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてご説明いたします。

議案書の122ページ、123ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございます。

平成30年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,424億5,466万3,000円として計上してございます。前年度と比べまして6億7,470万8,000円、こちら約0.5%の増となっております。

主な歳入についてご説明いたします。事項別明細書の134ページ、135ページをお開きください。

1款市町村支出金は244億2,306万円で、前年度と比べまして9億6,150万7,000円の増となっております。

1項1目事務費負担金は5億400万円で、前年度と比べまして300万円の減となっております。市町村からの事務負担金で広域連合規約に基づき、均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%の割合で按分し算定しております。

2目保険料等負担金は129億8,185万8,000円で、前年度と比べまして9億9,766万7,000円の増となっております。所得の伸び、被保険者の伸び等により計上してございます。

3目療養給付費負担金は109億3,720万2,000円で、前年度と比べまして3,316万円の減となっております。こちら療養給付費の12分の1を計上しております。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金328億1,160万5,000円。こちら前年度と比べまして9,948万円の減となっております。療養給付費の12分の3を計上しております。

2目高額医療費負担金7億1,885万9,000円、前年度と比べ4,242万9,000円の減となっております。

1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2項国庫補助金1目調整交付金113億7,513万5,000円。前年度と比べまして7億1,413万円の減と

なっております。

こちら広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものです。

3目医療費適正化等推進事業費補助金1,153万1,000円。前年度と比べ848万9,000円の増となっております。

こちら重複頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品普及の啓発活動等への補助であります。

136ページ、137ページをお開きください。

4目特別高額医療費共同事業費補助金1,275万2,000円でございます。こちら前年度と比べまして27万3,000円の増となっております。

6目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金6億8,958万円。こちら保険料の9割軽減、8.5割軽減などの軽減措置に対して国のほうから交付されるものでございます。

3款県支出金1項1目療養給付費負担金109億3,720万2,000円でございます。こちら前年度と比べまして3,316万円の減となっております。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものでございます。

2目高額医療費負担金7億1,885万9,000円。こちら前年度と比べまして4,242万9,000円の減となっております。高額療養費の4分の1を県が負担するものでございます。

4款支払基金交付金594億1,772万6,000円。こちら前年度と比べまして4億649万2,000円の増額となっております。こちら支払基金により現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合に対して交付されるものでございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金6,513万3,000円でございます。こちら前年度と比べまして213万3,000円の増となっております。こちら国保中央会を通じて400万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございます。

138ページ、139ページをお開きください。

8款繰入金10億2,288万5,000円でございます。こちら前年度と比べまして4億4,843万7,000円の増となっております。保険給付費等の財源に充てるために、保険給付費等準備基金から繰り入れを行っ

てございます。

10款諸収入3項雑入4目第三者納付金1億6,258万5,000円となっております。前年度と比べまして1,347万円の増額でございます。こちら第三者行為に係る損害賠償金となっております。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。144ページ、145ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4億8,526万3,000円。こちら前年度と比べまして767万6,000円の増となっております。

こちら被保険者の増と郵便料金の改定等による通信運搬費の増が主な増額の理由となっております。

一般管理費の主な内容といたしましては、レセプト点検嘱託員、保健師等の報酬が3,986万9,000円、医療費通知等の各種通知、国保連合会ネットワーク通信費等の役務費が6,714万5,000円、電算システム保守・レセプト点検・共同電算処理等の委託料が3億4,113万6,000円、広域連合標準システムリース料等の使用料及び賃借料が1,965万1,000円となっております。

148ページ、149ページをお開きください。

2項1目賦課徴収費69万2,000円でございます。こちら前年度と比べまして1,849万8,000円の減額となっております。

平成29年度につきましては、制度改正の周知を図るためのリーフレット作成、及び発送にかかる経費を増額して計上したためでございます。

150ページ、151ページをお開きください。

2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費1,316億2,480万1,000円でございます。こちら前年度と比べまして4,842万8,000円の減額となっております。

これまでの実績、被保険者数の伸び、1人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目訪問看護療養費7億3,600万8,000円。こちら前年度と比べまして2億2,321万1,000円の伸びとなっております。これまでの実績に基づき伸び率から増額計上しております。

訪問看護ステーションの看護師からの訪問看護を受けた際に支給されるものでございます。

5目審査支払手数料3億37万9,000円。こちら前年度と比べまして1,246万2,000円の増額となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払に対する手数料でございます。

152ページ、153ページをお開きください。

2項高額療養諸費1目高額療養費77億3,064万5,000円でございます。こちら前年度と比べまして4億1,026万2,000円の増額となっております。1件80万円を越える医療費に対しての給付でございます。

2目高額介護合算療養費1億3,943万7,000円でございます。こちら前年度と比べまして2,877万6,000円の増額となっております。後期高齢者医療制度と介護保険の両方の負担額の合算で、限度額が超えた場合に支給されるものとなっております。

154ページ、155ページをお開きください。

3項その他医療給付費1目葬祭費1億4,288万円でございます。こちら前年度と比べ772万円の増額となっております。

2目その他医療給付費7億7,922万7,000円となっております。こちら前年度と比べまして2,881万9,000円の増となっております。

その内容につきましては、あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

158ページ、159ページをお開きください。

4款特別高額医療費共同事業拠出金6,897万円でございます。こちら前年度と比べまして589万円の増額でございます。

こちら1件当たり400万円以上のレセプトを対象としたもので、国保中央会が実施するリスク分散を図るための共同事業への拠出金となっております。

160ページ、161ページをお開きください。

5款保健事業費1項健康保持増進費1目健康診査費3億5,794万2,000円でございます。こちら前年度と比べまして1,539万7,000円の増額となっております。

内容につきましては、基本健診、歯科検診、受診券作成委託等となっております。

2目その他健康保持増進費4,974万3,000円となっております。こちらにつきましては、前年度と

比べ588万6,000円の増となっております。

内容としましては、高齢者訪問事業、健康長寿事業、市町村への健康増進補助金等となっております。

166ページ、167ページをお開きください。

8款1項償還金及び還付加算金2,487万7,000円となっております。こちら前年度と比べまして494万2,000円の減となっております。主な内容としましては、保険料の還付金となっております。

168ページ、169ページをお開きください。

9款予備費1,324万7,000円でございます。こちら前年度と比べまして84万7,000円の増となっております。こちら不測の事態に備えての予備的経費となっております。

170ページをお開きください。

こちら給与明細書となっておりますので、ご一読いただきたいと思っております。

171ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書となっております。

以上が、平成30年度の特別会計の歳入歳出の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第13、議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月9日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成30年度及び平成31年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

おはようございます。管理課長の富原でございます。よろしくお願いたします。

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別冊でお渡しした議案書の3ページをご覧ください。

まず第8条及び第9条につきましては、平成30年度、31年度における保険料の所得割率及び均等割額を現行と同率同額に据え置くもので、それぞれに1項を加え、所得割率を100分の8.80、均等割額を4万8,440円とするものでございます。

第10条は、保険料の賦課限度額を57万円から67万円に改め、第12条では高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、条文の運用部分を改めるものでございます。

第14条は、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の基準を拡大するものであり、5割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を49万円から50万円に改めるものでございます。

第20条及び第21条につきましては、市町村国保か

ら後期高齢者医療に移行する者が国保の住所地特例者であった場合、市町村が保険料を徴収し、広域連合へ納付する対象者として加えるものでございます。

附則3条から附則10条につきましては、平成28年度で終了いたしました軽減特例について条文等の整理を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

大変申しわけございません。訂正のほうをよろしくお願いたします。

第10条の保険料賦課限度額につきまして57万円から67万円というふうに申し上げたようです。62万円の誤りですので、訂正をよろしくお願いたします。

57万円から62万円に改めるということとなります。よろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と管理課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第14、陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

まず、本案に関し、松田久男議会運営委員長の報告を求めます。

松田久男議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長(松田久男)

それでは、委員長報告を行います。

陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情。

審査の経過を報告いたします。

本件は、8月18日に当委員会へ付託されたものがあります。

委員会では1月19日に委員会を開き、関係課長及び職員を招き、説明を求め審査を行いました。

今回の特例軽減見直しは、本県においても所得割軽減、及び被扶養者軽減の対象者が見込まれること、また全国後期高齢者医療広域連合協議会において、平成29年11月15日にも同様の趣旨の要望書を厚生労働大臣へ提出していることが報告されました。

委員会では、同日採決を行いました。

採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長(宮城弘子)

ただいま議会運営委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第15、意見書第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松田久男議員。

○松田久男議員

平成30年2月9日。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会。

議長、宮城弘子殿。

提出者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員松田久男。

賛成者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員山城康弘、同じく比嘉武宏。

後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書。

2008年に後期高齢者医療制度ができ、高齢者に保険料の負担増がのしかかり、これに反対する国民世論が巻き起こりました。低所得者が多い後期高齢者に対し、高い保険料を課すことに高齢者をはじめとした国民が反発したものです。

これに対し政府は、被扶養者の保険料徴収を一旦凍結した後、9割軽減を実施しました。また、低所得者均等割7割軽減世帯に年間を通じて8.5割軽減になるようにしました。

翌2009年に均等割9割軽減を新たに実施するなど、現行の保険料軽減特例の仕組みをつくって保険料負担を本則よりも軽減しました。この軽減特例が2017年度から見直され、順次本則通りに変えることになりました。

このままでは、今でも生活が厳しい低所得高齢者の保険料負担が順次増加することになります。国の施策では高齢者に対して、高額療養費、高額介護サービス費、入院時の光熱水費などの負担増が併せて実施され、高齢者の生活が苦しくなることは明らかです。

よって、後期高齢者医療制度の保険料軽減見直しによる保険料の大幅引き上げの計画で、今後予定されている低所得者の特例軽減については、見直しの実行を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年(2018年)2月9日。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会。

宛先は厚生労働大臣といたします。よろしく審議をお願いします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

内容に関しては賛成であります。

ただ、宛先の件でお伺いしたいのですが、これは

厚生労働大臣だけでよろしいのでしょうか。総理大臣、そして衆議院議長、参議院議長宛てにも送付する必要があるのではないかと思いますので、そこらへんの議論はなかったのでしょうか。お伺いします。

○議長(宮城弘子)

松田久男議員。

○松田久男議員

その議論はありました。今おっしゃったように、総理大臣その他にも出すべきではないかという話はいたしました。以前に出されました全国組織の宛先が厚生労働大臣のみでありましたので、それにならったという形であります。

出すべきではないかという議論はございました。以上です。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

やはり議論をされる場というのが議会の中でありまして、それはぜひ入れていただきたいと思うわけですが、これの追加というか、これは可能なのでしょうか。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

ただいま玉那覇淑子議員から厚生労働大臣だけではなく、総理大臣、衆議院議長、参議院議長にも出すべきではないかなという意見が出ておりました。

皆さんいかがでしょうか。そのような形で。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

異議なしということで、では、追加するというところでよろしいですね。

(「はい」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

そのように決定されました。

以上でございます。

休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

松田久男議員。

○松田久男議員

今、厚生労働大臣のみではなく、他の総理大臣含め宛先を入れたほうがいいという御意見がありました。それに対して皆さんの賛同が得られましたので訂正をしたいと思いますが、丁寧にその名前を書き入れるために少し時間をいただきたいと思っております。

後のやり方に関しては議長にお任せをいたします。以上です。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

続きまして、日程第16、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず、10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

玉那覇淑子議員、登壇願います。

○玉那覇淑子議員

それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいります。

まず、初めに質問事項1点目、医療費と保険料の現状について。

(1)平成27年度データによりますと、沖縄県の医療費は1人当たり平均101万6,324円、全国の1人当たりの医療費の平均93万3,527円を上回り、12番目に高い比率となっております。

原因をどのように分析しているか、お伺いをいたします。

(2)県内においても北大東村の1人当たりの平均医療費は62万3,993円、本部町の1人当たりの平均医療費は120万7,982円と大きく差があります。結果をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

(3) 沖縄県の1人当たりの平均保険料は、全国でどの位置にあるか。また、医療費が上がることによって保険料の負担も増えるものと考えられますが、国の財政措置はどのようになっているか。また、連合として保険料の軽減措置をどのように考えているか、お伺いをいたします。

質問事項2点目、高齢者の健康施策についてお伺いをいたします。

(1) 高齢化が進む中で本県の平均寿命ランキングは男女ともに順位を下げ、2017年12月のデータによりますと男性36位、女性も7位に転落しております。どのように分析をし、また対策を講じるかをお伺いいたします。

(2) 本県の健康寿命はどのようになっているか、お伺いいたします。

(3) 高齢者上位の疾病、対策、重症化予防対策について施策をお伺いいたします。

あと、再質問は自席にて行いますので、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

事業課の玉城でございます。

玉那覇議員の質問事項1の(1)(2)及び質問事項2については私のほう事業課のほうで答弁し、残る質問事項1の(3)については、後ほど管理課長のほうで答弁いたします。よろしくお願ひします。

まず質問事項1、医療費と保険料の現状について、(1)平成27年度の沖縄県の1人当たり医療費とございましたが、後期高齢者の医療費ということでお答えしたいと思います。

全国平均を上回り、全国で12番目に高い比率となっている原因をどのように分析しているかについてお答えします。

沖縄県後期高齢者の1人当たりの医療費の特徴として、平成27年度の実績では外来の医療費は全国46位と低いものに対して、入院医療費は全国で4位と高くなっていることが挙げられます。

また、入院と外来の費用割合を見ますと、全国平均では外来費用と入院費用の割合はほぼ同じ割合となっております。

一方、沖縄県では入院が6割の費用に対し、外来

は4割となっており、入院の費用割合が高くなっています。

このようなことから、沖縄県の被保険者の特徴としましては、普段は医療機関にかからないが、重症化して医療機関に駆けつける状況があらわれております。重症化して入院する状況になる前に、適切な外来受診をすることが重要であると考えております。

また、我が沖縄県は国民健康保険の医療費が全国で一番低くなっておりますが、現役の世代のうちに適切な受診がなされず、年をとってから重症化し、結果として後期高齢者の医療費を押し上げているものと考えております。

続きまして、(2)県内においても1人当たりの後期高齢者の医療費について、北大東村62万3,993円、本部町120万7,982円と、大きく地域によっても差がございます。結果をどのように捉えているかについて伺うということですが、まず北大東村の医療費の低さについて、県内離島市町村が15市町村ございます。そのうちの14市町村が沖縄県の1人当たりの平均医療費額よりも下回っていることから、北大東村に限らず、全体的に離島市町村の医療費が低い傾向にあると思っております。

また、もう1つ離島市町村の特徴としては、本島内の市町村に比べると、長寿健診の受診率が高い市町村が多いことが挙げられます。特に北大東村については、平成28年度県内受診率の平均が32.1%であるのに対して、北大東村については76.5%と、県内で最も高い受診率となっております。

本島内の市町村に比べますと健康に対する意識が高いともいえますし、医療機関等が少ないですが、その分地域コミュニティによる自助・共助の意識も高く、高齢者の方々が自立した生活が送れているため、医療費が低くなっているのではないかと考えられます。

また、本部町の医療費が高い要因としまして、1人当たりの入院費用が県内で2番目に高く、外来費用についても5番目に高くなっています。

また、本部町の医療費の特徴として長寿健診受診者のうち約8割は生活習慣病の対象者であり、県内5番目の高い割合となっていることから、本部町については重症化して医療に駆けつけるといった沖

縄島の医療の特徴が特にあらわれているのではないかと考えられます。

次に、質問事項2、高齢者の健康施策について、(1)高齢化が進む中で、本県の平均寿命ランキングが男女ともに順位を下げていることについての分析、対策についてお答えします。

平均寿命につきましては、後期高齢者のデータではありませんので、沖縄県全体の問題としてお答えしたいと思います。

順位低下の一番の要因としましては、65歳未満の働き盛り世代の死亡率の高さが平均寿命の伸びを遅らせていることが挙げられます。

年齢調整の死亡率では、アルコール性肝疾患は男女ともに全国ワースト1位、糖尿病は女性1位、男性6位、喫煙が原因で発症する慢性肺疾患は女性2位、男性3位となっています。

特に20歳から64歳の働き盛り世代では、これらに加え虚血性心疾患や脳内出血、がんによる死亡率も上位に位置している状況であり、対策が急務となっております。

対策につきましては、沖縄県の健康長寿おきなわ21計画に基づき、県、市町村、医師会、医療機関、民間などで、それぞれ疾病予防に対する取り組みが実施されているところであり、地道に取り組むことにより、県民の健康維持に対する意識を高めていくことが重要であると思われまます。

広域連合におきましても、県市町村をはじめ関係機関と連携をとりながら、高齢者の健康保持増進に努めていきたいと考えております。

次に、(2)本県の健康寿命についてですが、厚生労働省の平成25年の資料では、沖縄県の健康寿命は男性が72.14歳、女性が74.34歳となっています。全国値は男性が71.19歳で、女性は74.21歳となっています。

比較しますと、沖縄県が男性で0.95歳、女性では0.13歳、それぞれ全国より健康寿命は長くなっています。

健康寿命の延伸は広域連合の目標でもあり、今後市町村と協力して、高齢者の健康保持増進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(3)高齢者の上位の疾病対策、重症化予防対策についてお答えいたします。

高齢者上位の疾病について、外来の件数では高血圧、脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病が多くなっております。

また、入院では骨折や肺炎、関節疾患といった加齢による疾患が多くなっております。

これらの疾患に対する対策としましては、長寿健診の結果、あるいはレセプトなど診療情報の分析を行い、データヘルス計画を策定して、現在保健事業を実施しているところでございます。

広域連合におきましては、平成28年度から長寿健診などの結果により、重症化の恐れのある被保険者に対して健康長寿訪問指導事業を広域連合が直営で実施しております。

健康長寿訪問指導事業については、平成30年度からの第2期データヘルス計画において、こちらのほうでも保健事業の要と位置づけており、市町村の協力を得ながら、今後の疾病の重症化予防にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

玉那覇議員の一般質問にお答えいたします。

質問要旨1、医療費と保険料の現状についての(3)についてお答えいたします。

沖縄県の保険料につきましては、平成28年度、29年度の保険料率算定時における1人当たり保険料で月額5,105円となっており、全国平均の5,659円と比較して554円低い状況でございます。

次に、国からの財政措置につきましては、療養給付費等に係る国の負担分である療養給付費負担金や高額な医療費が発生した場合、広域連合の負担を軽減するための高額医療費負担金、広域連合ごとの被保険者の所得の格差による財政の不均衡等を調整するための調整交付金、低所得者である被保険者の保険料軽減特例措置に要する費用として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等がございます。

また、保険料の軽減措置については、これまで沖縄県後期高齢者医療広域連合では2年に1度の保険料率の見直しにあたり剰余金を活用することで保険料率を据え置き、被保険者の負担とならないよう努めてきたところでございます。

今後とも剰余金を活用することで、保険料率の上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

再質問を行います。

医療費と保険料に関しては関連してまいりますので、1番、2番とせずに再質問していきたいと思えます。

まず、先ほど課長のお話では、本部町、あるいは離島と比べて、離島の方々は地域コミュニティ等いろいろありまして、健康に対する意識も高いということでありましたけれども、1つ懸念があります。

離島であるので医療機関が少ないのも1つの理由ではないかというお話もありましたけれども、離島にお住まいのお年寄りによっては健康であるということで、地方の皆さんはしっかりと取り組みをしていると思うわけなんですけれども、やはり平等に医療にかかる環境がしっかりと整えられているのかなという懸念がまず1つ、疑問が今の答弁であるのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

それにかわる訪問指導等をしっかりとされているということではありましたけれども、充実がしっかりと図られているのか、あるいはこの指導員の定員がしっかりと守られているのかということをお伺いいたします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

玉那覇議員のほうから離島市町村についての、医療機関数が限られているということですので、その辺の健康対策についてはどう行っているかという趣旨でお答えしたいと思います。

先ほど答弁いたしましたように、平成28年度より健康長寿訪問指導事業を広域連合では行っていません。

基本的には、この訪問指導事業におきましては、広域連合が今実際個別で地域の方々と契約をしまして、そちらの地域の方々に訪問していただいているという状況が1つございますが、私たちの管理も

職員の数も限られていますので、なかなか遠方の方々と調整することも難しいという課題もございます。

ですので、今、私たちの方向性としましては、それを個別契約による訪問指導を実施しつつ、市町村の健康増進担当課や国保担当課にも呼びかけをしまして、市町村に委託をして市町村の保健師や看護師の方たちに回ってもらうような環境整備をしておりますので、平成28年度の実績としましては、初年度は6町村、今年度は9町村と、少しずつではありますが、離島町村のほうも委託をして実施していただいておりますので、引き続き、市町村に配置されている保健師の方々に協力の依頼をしながら、少しずつ地域の方々が健康で暮らせるような指導を、私たちのほうからも呼びかけていながら事業を拡大していきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

しっかりとした取り組みをぜひお願いしたいと思えます。

まず、沖縄県の健康に関するとか、認識とか、本当に当初は重症化しないと病院に行かないと、そのような傾向があるということで先ほどもお話をしていましたけれども、外来の受診が全国で46位、入院が4位というようなことをお話しておりました。

それから見ても、本当にこれは貧困の問題もかなり影響しているとは思いますが、そこらへんの指導とか、病気にかかる前の予防というのが一番大事なことなので、連合としてもそれを大きく掲げているところでもありますので、その訪問事業等をそこらへんをしっかりと取り組みをしていただきたいと思えますので、お願いをします。

答弁がありましたらいただいて、次の質問です。

3番目に、沖縄県の1人当たりの平均保険料ですね。これは全国に比べてそう高くはないというお話ではありましたけれども、高齢化が進む中においては、高齢者の医療給付金も増加していくと考えられます。後期高齢者の医療給付金は今、国の、もちろん調整交付金であったり臨時特例交付金であったり、いろいろな形で補助をしてもらっているわけな

んですけれども、実際に後期高齢者の医療給付金は後期高齢者自身の保険料でどのくらいの割合でまかなわれるのか。

そして、後期高齢者支援金がありますね。支援金があるわけなんですけれども、この支援金としてどのくらいの割合なのか。国や県、そして市町村からの公費としての割合はどういう形でまかなわれているのか、仕組みをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

後期高齢者の医療費の財源につきましては、全体の医療費のうちの、まず被保険者の方が支払う保険料のほう全体の約1割。そして国庫負担金、県負担金、市町村負担金、調整交付金等、公費でまかなう割合が約5割。そして、現役世代の働いている方々が支払う支援金のほうが全体の約4割となっております。

また、公費の約5割の内訳についてでございますが、これは全体の医療給付費の中での按分になるんですが、法定のほうで国庫負担金が12分の3、県負担金が12分の1、市町村の負担金が12分の1となっております。

また、調整交付金のほうがございまして、各都道府県間における、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として交付されております。

そういった調整額がございますので、そちらのほうも不足分が生じる場合には、財源として調整交付金等が充てられているような状況でございます。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

先ほどの陳情というか、意見書にもかかわって来るとは思うんですけれども、今年度は基金からの繰り入れによって保険料の負担を据え置きにしたということがありましたけれども、年々1人当たりの医療費も増加しているわけですね。その医療給付費ですね。これももちろん増加していくものと考えられるわけなんですけれども、そうするとこのときに、後期高齢者自身の保険料の負担や現役世代の後期高齢者

支援金に大きく影響してくるのではないかなと心配があるわけなんですけれども、今回は基金を繰り入れして保険料を上げることを抑えたということでありましたけれども、この基金の見通しというのですか、これからどんどん医療費は上がっていくと思いますので、そうすると後期高齢者自身の保険料は1割の負担、かなり現役世代に負担のしかかってくるのではないかなという危惧があるわけなんですけれども、そのあたり広域連合として基金の繰り入れがどの程度、いつまで助成ができるのかどうかというところをありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

基金についてのご質問でございました。

基金につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金の残額につきましては、平成29年度末で約27億円になるものと見込んでおります。

また、今後の基金の積み立てにつきましては、各年度の決算剰余金の法に基づき積み立てしているところでございまして、2年に1度の保険料を見直す際の財源とするとともに、保険給付費の増加等に対応するために活用しているところでございます。

今後ともそういった基金の残高につきましては、そういった被保険者の医療費だとか、あと保険料の軽減に今後とも活用させていただければと考えているところでございます。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

やはりこの沖縄県というのは低所得者が多いということもありますので、保険料に関しては本当に負担が大きいのしかかかってきますので、これをうまく運営していけるように、ぜひともまた連合長も国に要請等よろしくお願いをしたいなと思いますので、後でご答弁いただければと思います。

時間があまりないなんですけれども、沖縄県の健康について少しお聞きしたいと思います。

2015年のデータですけれども、これまでは25カ年間、平均寿命は4.2歳伸びてきたと示されていまし

た。これは後期高齢者だけの健康の問題ではないとは思いますが、30年前、40年前は特に長野県ですが、前に視察に行ったところでありすけれども、この長野県はどういう健康施策をしたかというところは、私たちのこの沖縄の食生活、食文化に学んだと言われているんですね。

ところが、もうこれは食生活の改善で日本一に輝いたわけですが、今はまた明け渡しておりますが、このように沖縄県が最近では長野やそういう他府県に健康を学ぶという実態が起きています。

それと1つは、また重症化してはじめて病院に行くというケースが多く見られているわけですが、そういうところをもっとしっかり、これは後期高齢の問題だけではありませんけれども、特に先ほどお話がありましたように、65歳前期高齢者の皆さんの死亡率がかなり影響しているということがあります。それはとりもなおさず生活習慣病が一番の大きな原因になっていると思いますので、そこらへんの施策をもっともっと充実させて訪問指導、事業等力を入れていただきたいと思うわけですが、そのあたりについて何かお考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

やはりこの沖縄県の平均寿命が伸びてはいるものの、全国と比べて伸びが低いために、だんだん順位を下げていくというような状況がございます。

傾向としましては、肥満の割合が全国に比べても高く、飲酒の量も多い。そして生鮮野菜の消費量も全国で一番低い。肉類や油ものを好むといった傾向もデータとしてあらわれております。

もちろん私どもは後期高齢者の、被保険者の健康の保持増進を目的として保健事業をしていますが、この世代だけではなくてやはり現役世代、あるいは下のほうからどんどん教育をしながら健康に対する意識を高めていくことが必要であることはもちろん理解していますので、私たちができることとしましては、私どもの保健事業をしっかり対策するということがまず大事だと思います。

そして、このような状況に現在現役世代から引き

続き後期高齢者に移行していく中で健康状況が悪化して、医療費を押し上げていくという状況も、今回平成30年度4月から実施予定のデータヘルス計画のほうにも分析等もされております。そういった情報につきまして後期高齢に関する団体等だけではなく、国民健康保険や医師会、あらゆる団体等、教育機関も含まれると思いますが、やはり切れ目のないサービスをしていくためには、そういった情報発信をしながら関係機関と連携をしていくことが重要だとも思っていますので、その辺をまた平成30年度以降はしっかりと横の連携、縦の連携を展開していきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

ありがとうございます。

先ほど関係団体との連携も深めていくと。本当に大事なことだと思っております。

(ベル音)

そして、特に後期高齢者となりますと介護保険、広域連合とのかわりもかなり密になってくるのではないかと思いますので、そこらあたり市町村との連携、そして各団体との連携をしっかりとって、訪問事業等々進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(宮城弘子)

これをもって、玉那覇淑子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

(午後0時11分 休憩)

(午後0時12分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

次に、前田千尋議員。登壇願います。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出前田千尋です。よろしくお願いたします。

まず初めに、被保険者証について質問いたします。

(1) 県内の被保険者証、短期証(短期被保険者証)の交付状況をお伺いいたします。

(2) 全国の短期証交付状況(短期証の期間)をお

伺いたします。

(3) 県内の未更新の実態と、その理由について伺いたします。

続きまして、2 つ目に保険料について質問いたします。これまで何度も質問しておりますが、またお願いいたします。

最初に、(1) 軽減特例の現状について伺います。

(2) 軽減特例廃止に伴う県内での影響について伺います。

(3) 保険料については県独自の軽減を求める声があります。独自の検討をすべきではないでしょうか。見解を伺います。

残りの時間は自席にて質問を行います。よろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

前田議員の質問事項 1 (1) 県内の短期証(短期被保険者証)の交付状況についてお答えいたします。

平成29年度被保険者の交付件数は13万9,696件でございます。

短期被保険者証につきましては、平成29年11月末現在で324件。前年度と比較して56件の減となっており、全被保険者にしめる短期被保険者証の割合は0.2%でございます。

次に、質問事項 1 (2) 全国の短期被保険者証の交付状況(短期証)の期間についてお答えいたします。

平成27年度に国が行った後期高齢者医療制度実施状況調査によりますと、全国の短期被保険者証の交付人数は2万3,685人で、そのうち3カ月未満が1,330人、3カ月以上6カ月未満が6,819人、6カ月以上で1万5,536人となっております。

また、沖縄県の交付状況は、平成29年11月末現在で、1カ月未満が30人、1カ月から2カ月未満が129人、2カ月から3カ月未満が149人、3カ月から4カ月未満が15人、5カ月から6カ月未満が1人となっております。

沖縄県での短期被保険者証の有効期限は、後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱に基づき、原則2カ月とし、納付相談の結果、必要に応じて有効期限を定めることができると規定されていることから、市町村の判断により1カ月から6カ月未満までの

幅広い対応がされているところでございます。

続きまして、質問事項の1(3)県内の未更新の実態とその理由につきましては、平成29年11月末現在で未更新となっている人数は145人でございます。

未更新となっている理由でございますが、市町村は未更新者に対して短期被保険者証の更新を促すための努力を行っているところではございますが、なかなか被保険者との接触ができず、相談にまで至らないことが主な要因と考えております。

国が示している国保の短期被保険者証の交付に対しての留意点では、被保険者が納付相談に来ないことにより一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保期間が長期間に及ぶことは望ましくないことから、後期高齢者医療制度においてもこれを準用した対応をお願いしているところであります。

今後も未更新の解消に向け、市町村と連携してまいります。

続きまして、質問事項 2、保険料について。

(1) 軽減特例の現状について問うてございます。

保険料の軽減特例は平成20年度の後期高齢者医療制度発足時から、国からの財政措置により保険料を軽減している特例措置でございます。

しかし、平成29年度より制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力の落ちた負担を求める観点から、軽減特例のうち所得割軽減と被保険者軽減が段階的に見直されることとなりました。

改正の内容でございますが、まず所得割軽減では、基礎控除後の総所得金額が58万円以下となる被保険者の場合、平成28年度までは所得割額の5割を軽減するものでありましたが、平成29年度は2割軽減に、平成30年度以降は軽減なしとなります。

次に、被扶養者軽減では、平成28年度までは均等割から9割を軽減するものでありましたが、平成29年度では7割軽減に、平成30年度では5割軽減、さらに平成31年度以降は資格取得後2年間に限り5割を軽減することになります。

ただし、被扶養者の方であっても低所得者の方につきましては、均等割額からの9割軽減や8.5割軽減が引き続き適用されることとなります。

次に、質問事項 2 (2) 軽減特例の廃止に伴う県内

の影響についてお答えいたします。

平成29年度の軽減特例の見直しによる影響につきましては、合計で2万1,867人、全被保険者に占める割合は15.3%でございます。

その内訳として、所得割軽減の対象者が1万5,343人、割合にして10.7%、被扶養者軽減の対象者が6,524人、割合にして4.6%となっております。

また、平成30年度につきましても同程度の方が影響を受けるものと見込んでいただいております。

質問事項2(3)保険料については県独自の軽減を求める声がある。検討すべきである。見解を問うについてお答えいたします。

保険料の軽減特例につきましては、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として国からの予算措置により実施されておりましたが、国の社会保障制度改革推進本部等において議論が重ねられ、平成29年1月25日、高齢者の医療に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、平成29年2月定例会において、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正させていただいた経緯がございます。

後期高齢者医療制度は軽減特例を含め、全国一律の制度となっていることから、沖縄県独自の軽減特例として制度を継続していくことは現状として難しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございます。

被保険者が毎年約3,000人ほど増え続けております。短期証が先ほど説明がありましたが、11月現在で324人、未更新が145人、留め置きを合わせると492人が現在このようにいらっしゃいます。

そこで、まず短期被保険者証の期間について再質問いたします。

沖縄県では、原則2カ月だということで、これまでも何度もこれを広げてほしいということは、私以外にもこれまで要望があったところですが、必要に応じて幅広い対応をしているということで、それが変わっておりません。

しかし、今回、全国の短期証の交付状況をあえて調べていただき、比べて答弁していただきましたけれども、全国の都道府県では3カ月未満が15カ所のみです。答えていただいた資料を私もいただきましたが、それでは全国では3カ月未満よりも3カ月以上6カ月未満、それ以上に6カ月以上というのが多く交付されているのがわかりました。

また、(資料掲示)別の資料なんですけれども、私が持ってきましたのはこの「議会と自治体」という中に、2016年度のもので少し古いかもしれませんが、このようにあるんです。

神奈川県は社会保障推進協議会というところが、独自に全国の広域連合へすべて調査を行っているんですね。その資料も足しますと、短期証の有効期限は、5都道府県では6カ月以上というのをしています。また、6カ月以内というのが23府県、4カ月が2件、3カ月が6件、3カ月以下というのが先ほどの15も入ると思うんですが、14件、当時はありました。

そのうち原則2カ月としているのは、沖縄県だけなんです。このことを考えても、2カ月に一遍細かく相談に来てほしいという思いを否定するわけにはありませんが、後期高齢者の皆さんが安心して医療を受けるためには、もう少し短期被保険者証の期間を長く発行するというのを再検討することは可能なのではないかなど、私は提案したいと思っております。

いくら窓口で相談に来てほしいと思っても、原則2カ月ということは、全国の事例を見ると沖縄の対応は柔軟性を持たせているといっても、原則2カ月というのがあるわけですから、各市町村もそれに従うものだと思います。

全国と比べても大変厳しい短いものではないかなということがわかるんですけれども、来庁や納付相談等を交付の前提とされた場合、自治体の窓口で未更新などを含めて、実質的な無保険状態に置かれる危険性が高まるのではないかと、全国のところでもこの事例を見て思うわけですが、沖縄県においてせめて3カ月、本来ならば6カ月以上のところもありますので、もっと期間を延ばす検討を、これまで原則2カ月だと言っていますが、こうした全国の事例を見ても伸ばしても大丈夫じゃないのか、

また、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

短期証の有効期限について、もっと有効期限を延ばすべきではないかというようなご質問でございましたが、まず現在業務を担っている市町村にとりましては、納付相談を増やすことによって被保険者との信頼機関を築き、未納額の解消につながる取り組みがスムーズに行えることや、2カ月に1回の年金受給月に合わせた納付計画をしやすいなどの利点があることから、短期証の有効期限を原則2カ月と定めているところでございます。

また、被保険者の納付状況は納付相談内容によりましては、短期証の有効期限を必要に応じて2カ月を長くするなど、柔軟に対応することができているところでございますから、引き続き現状の基準について運用を行ってまいりたいと考えているところではございますが、そちらのほうは市町村と協議を行いまして、そういった検討も含めて、市町村と意見交換等々を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

再検討していただきたいと思います。

県内の短期被保険者証の交付状況の資料をいただきましたけれども、これを見ても6カ月以上というのはないんですね。1カ月未満が30件、1カ月から2カ月未満が129件、2カ月から3カ月未満が149件ということで、3カ月未満が大半を占めています。3カ月から4カ月というのが15人、5カ月から6カ月というのが1件ありますけれども、沖縄県は原則2カ月というのにのっとってやっているわけですから、これを原則とせずもう少し延ばしていくことはとても大切なことじゃないかなと、私は思っています。

先ほど玉那覇議員の中でも答弁されていましたが、今医療にかかる場合、早くに來ればすぐに治ったものが重症化して運ばれてくるというのは、これまでの現役世代のときという理由だけでは

なく、やはり保険証があるかないか、保険料が払えるか払えないかというところがとても大きく関連するものだと思っております。

引き続き、今回は全国の事例も示しておりますので、こうした事例、ほかのところではできているわけですので、ぜひ検討もしていただきながら、細かな対応をすることを否定しているわけではありませぬけれども、もう少し柔軟な短期保険証の期間の延長を延ばしていただきたいと、強く要望いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、保険料について質問いたします。

軽減特例の現状ですね。この後期高齢者医療制度は、もう10年経ちました。10年の中で始まった当初に、やはりこれまで75歳になってこの制度に入らないといけない。そして保険料がこんなにも高いのかというところで取り組まれたのが、この軽減特例措置でした。

これを政府は制度が安定してきたという言葉も使われていますけれども、軽減措置をどんどんやめている現状があるわけです。こうした中で、やはりこの軽減は続けてほしいということで、連合長を先頭に、私たちもしっかりと声を挙げていかなければならないと思っています。

そこで幾つか質問していきたいと思うのですが、県内での影響というのはどんどん増え続けていくと思います。こうした皆さんがもし払えずにいるとなると、もちろん低所得者の皆さんへの措置はあるとしても、そこから払えなくなり、短期証や更新ができなくなる状況もあると思います。そうしたことがないように努めていただきたいと思います。

ちょっと休憩いいですか。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午後0時30分 休憩)

(午後0時31分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

失礼しました。

私自身は、この軽減特例はもともとすべきもの

だと思っています。軽減特例をしないといけない制度であるので、私は後期高齢者医療制度自体の反対をしております。その中でこの議会が開かれて、その中で事務局を含めて命と医療を守ることをやっていることを否定するものではありません。

この制度を安心して後期高齢者の皆さんが命と暮らしを守るために、どうしても軽減特例は引き続き必要だと思っています。

連合長に質問させていただきたいと思います。

以前にもそのとおりでとおっしゃっていたたのですけれども、現在、連合長たちが一生懸命国に訴えたとしても、そのまま軽減特例を続けられている状況にはなっていないと思うのですが、今のこの沖縄の影響があることについてどう思っているのかということと、私はぜひ頑張ってこの制度を廃止せず、引き続き行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

いつも前田議員には熱意を持ってこの件に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

先ほど玉那覇議員からもありましたが、それに答える形で4つの国からさまざまな財源の周知等もございました。

担当大臣ではありませんので、その廃止、継続について述べるわけにはいかないわけがありますけれども、私の冒頭の行政報告の中にもご挨拶させていただきましたけれども、昨年の全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望事項として、厚生労働大臣に対しまして要請行動をさせていただきました。

8つの項目のうちで3つの重要事項を申し上げて報告させていただきましたが、その2番目の重要事項として、低所得者等に対する軽減特例措置の維持ということで、強く要請を申し上げてきたところでございます。

これまでもこの制度の定着につきましては、11年ということではほぼ定着してきたということも、私のほうからも申し上げさせていただきました。

この制度以外に、全国、沖縄県でもそうでありませんが、高齢者の医療を守る制度がほかにはないわけで

あります。

そういう意味で、私どもはその運用、運営をどのように県民に対してスムーズに進めていくかということでもありますので、この軽減特例措置につきましては、今後とも九州、全国挙げて連合長会議でも取りまとめて、今後とも強力に国には申し上げてまいりたいと思っております。

これからも各都道府県の広域連合議会の総意ということも含めて、議会の皆様方のお力添えもぜひ必要であります。あわせて、各市町村との連携の上で成り立っているこの制度の運用でありますので、各市町村とも連携しながら、先ほどの短期証交付等々につきましても、これは国からの指導もありますので、ただ、それぞれ各県広域連合ともその運用の拡充につきましても大変に苦労しています。

そういう意味で、各市町村が連携をしてとりまとめられる最大公約数としての制度の拡充ということ、我々も市町村の協力なくしてその運営ができませんので、そのところもぜひ前田議員にはご理解を賜り、今後ともこの制度の拡充につきましてもご協力をいただきますように、ご理解をお願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、引き続き頑張っていたきたいとお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度、私はこの制度を変えたほうがいいと主張してまいりましたが、それ以前は、高齢者の皆さんが無料だった時代があるわけですね。

(ベル音)

現役並み所得者も含めたすべての高齢者の窓口負担を1割にすることなども含めて、ここだけではできないことですが、引き続き皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了しました。

休憩いたします。

(午後0時36分 休憩)

(午後0時38分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

続きまして、日程第17、これより討論・採決を行います。

○議長(宮城弘子)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第6号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

議案第7号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ただいま議案となっています議案第7号、2018年度、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳になった途端、これまで加入していた公的医療保険から無理矢理切り離され、別立ての医療制度に囲い込み、負担増などの痛みを押しつける、世界にも例のない高齢者いじめの制度だと多くの国民から非難される中、2006年の法改正から始まり、2008年4月の制度スタートとなり、現在10年が経ちます。

政府は、制度が定着したと口にしてはいますが、実際は高齢者医療の切り捨てを許さないという国民の激しい戦いによって保険料の軽減特例のようにさまざま手直しをして、現在まで運営してきたというのが実態です。

さらにこの間、介護保険料のさらなる引き上げや年金の受給金額はどんどん削られる中、高齢者の負担が増え続けています。

県内でも保険料を滞納していらっしゃる高齢者や未更新となっている無保険状態の高齢者がいらっしゃることも、先ほど明らかになりました。

現在、短期被保険者証数は11月現在で324人、保険証の期限が切れても更新できずに無保険状態になっている高齢者は、未更新145人、留め置き23人、合計492人もいらっしゃいます。

後期高齢者は病気になりがちなうえ、収入の手段も限られています。その高齢者だけを年齢を差別し、1つの医療制度に集めている負担の増などの痛みを強いることは、制度自体の根本的な欠陥だと考えております。高齢者を苦しめる制度はただちに廃止すべきだと考えます。

ヨーロッパ諸国などの先進諸国では、窓口負担が無料、または少額の低額制となっています。

日本では、岩手県沢内村で始まった老人医療費無料化制度が全国に広まり、1973年から1983年まで国の制度として無料化が実現した歴史を持っています。

今、後期高齢化と言いますが、高齢者が安心して生きられる当たり前の社会を実現するために、負担を強いるような制度はしてはいけないという思いから、私は反対をいたします。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに討論はありませんか。

松田久男議員。

○松田久男議員

私は、賛成の立場から討論を行います。

この制度のあり方、あるいは運用に関してさまざまご意見が当然あるかと思えます。問題もたくさんあり、そのために我々の議会が存在しているわけでもあります。

ただ、先ほど連合長からお話がありましたように、今現在この制度以外には高齢者の健康を守る方法はないわけでもあります。

そして、我々が今裁決しようとしている議案はその予算案であります。すなわちこの予算を我々が通さないということは、4月1日より大混乱に陥ること。これは必然であります。

さまざまな議論、あり方、法律の内容等々については、また次元の高い国会で行うべき内容であると思います。私たちがこれについてはその是非を問う場所ではありません。今この議案はその予算、来年度の予算を問うております。沖縄の高齢者の皆さんの健康を守るためにも賛成をいたします。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情、本件に対する討論を行います。

まず、委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより陳情(平成29年)第1号を採決します。

本件の委員長の報告は採択であります。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(宮城弘子)

意見書第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより意見書第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第18、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情、及び日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを、一括議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の
継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について
お諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、そ
の条項、字句、数字、その他の整理を要するもの
については、会議規則第45条の規定に基づき、その整
理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議
長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は
全部終了いたしました。

(「議長、休憩お願いします」と言う者あり)

休憩します。

(午後0時52分 休憩)

(午後0時53分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

これで、平成30年第1回沖縄県後期高齢者医療広
域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後0時53分 閉会)